

石綿アスベスト対策 法令改正に関するセミナー

今年、2020年6月5日、環境省、大気汚染防止法が改正公布、また2020年7月1日、厚生労働省、石綿障害予防規則が改正公布されました。

来年、2021年4月から、レベル3建材への規制が強化され、事前調査の法制化に基づく信頼性の確保、事前調査に基づく作業計画の作成、作業基準における作業の徹底などの対策が求められます。

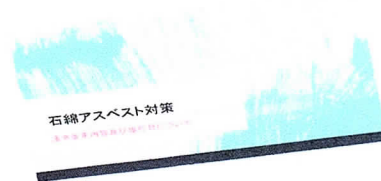
また、解体工事等の際には、石綿含有建材の有無に関わらず、石綿アスベストの事前調査結果を都道府県に報告することが法制化され、2022年4月から施行される予定です。

2023年10月からは、有資格者による事前調査が義務づけられますので、石綿アスベスト事前調査を外部に委託するか、社内で有資格者を育成するか、これから準備が必要になってまいります。

今回ご案内させていただきますこのセミナーが、法律規則等の改正事項内容の把握及びその施行日に合わせた対策の一助となれば幸いです。

記

- 開催日時** 2020年〇月〇〇日(〇) 〇〇時~〇〇時
- 場 所** 〇〇〇会館 (〇〇市〇〇町〇〇番地〇)
- 定 員** 〇〇名 (定員になり次第締め切らせていただきます)
- 参加料** 無料
- テーマ** (1) 石綿アスベストによる健康被害
(2) 法令改正内容と施行日について
- 講師** 一般建築物石綿含有建材調査者 辻井二郎
- 申込方法** 裏面の申込用紙に必要事項をご記入のうえ、FAXにてお申し込みください。
FAX: 〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇〇会館
- その他** 駐車場は、〇〇〇をお願いいたします。



■問い合わせ先: 〇〇〇 担当 〇〇 (電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)